

# 藤枝市教育委員会

## 平成27年3月定例会会議録（要約）

- 開催日 平成27年3月25日
- 場所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室
- 会議に附した事項 (別紙のとおり)
- 出席委員  
委員長 下田 實 男 委員長職務代理者 松浦 正 秋  
委員 大社 幸 子 委員 瀧下 悦 代  
教育長 山本 満 博
- 欠席委員
- 出席した事務局職員  
教育部長 村松 一 博 教育政策課長 山崎 仁 志  
教育推進室係長 花澤 澄 子 学校教育課長 森下 覚 司  
主席指導主事 梶川 佐 知 子 学校給食課長 山下 貢  
生涯学習課長 片山 豊 実 図書課長 成岡 均  
文化財課長 山村 章  
総務係長 横山 茂 幸 書記・主任主査 岸本 倫 子

# 教育委員会 平成27年3月定例会

日 時 平成27年3月25日午前9時  
場 所 市役所西館5階 第2委員会室

1 開 会 午前9時00分

2 会議録署名委員氏名 松浦正秋委員、大社幸子委員

3 日程第1

- ・第8号議案 平成27年度藤枝市教育施策について
- ・第9号議案 藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

4 日程第2 諸般の報告

---

教育部長	1 2月市議会定例会質疑応答の要旨について
教育政策課長	1 平成26年度定期監査報告について 1 平成27年度教育費当初予算について
教育推進室長	1 ふじえだマナーブック『藤枝っ子のあゆみ』（低・高学年版2種類）について
学校教育課長	1 「子どもが安心して学べる学校づくり」に対する提言書について 1 平成27年度中学校用教科用図書採択について
生涯学習課長	1 地区行政センター・公民館のあり方の見直しについて 1 平成27年度藤枝市子ども会世話人連絡会総会・世話人研修会について 1 市子連主催「平成27年度 親子写生大会」について
図書課長	1 藤枝・図書館友の会からの寄贈について
文化財課長	1 平成27年度郷土博物館・文学館展示計画について
学校教育課長	1 藤枝教師塾について

5 閉 会 午前11時40分

# 教育委員会 平成27年3月定例会

## 日程第1

事務局	【第8号議案 平成27年度藤枝市教育施策について 説明】
委員長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	「児童生徒を支援するサポート体制」について、外国人児童生徒に対するフォローについてですが、いったいどの位の人数の外国人の児童生徒が学校に在籍しているのか教えてください。
事務局	外国人児童生徒は平成27年2月末現在、国籍はベネズエラ、ブラジル、中国、フィリピン、コロンビア等様々ですが、小学校で61名、中学校で28名です。全部で89名になります。
委員	生涯学習課の「学校サポーターズクラブの充実」というところで、全地区にコーディネーターを派遣するということでしたが、どこへ派遣されるのですか。
事務局	派遣ではなく配置という形です。あくまでもコーディネーターは地域の方をお願いしています。学校で要請があったことを地域の方々にボランティアで学校に来ていただいたりしています。たとえば、今一番多いのは学校の美化活動で、学校花壇の手入れや水やり等、子ども達や教職員ができないところをコーディネーターを通じて地域の方々にボランティアで活動していただいています。
委員	2点お願いします。「放課後子ども教室事業の推進」のところで質問ですが、先程、児童クラブとの連携を模索していくのが本年度の課題というように説明がありましたが、具体的にどのように児童クラブと放課後子ども教室を連携させていくように考えているのか、もしわかっていれば教えてください。もう一つは、「教育振興行動計画の事業の推進」の中で、中学生版ふじえだマナーブックを今度作っていくということですが、幼児版の『えだっ子の一步』から今年は小学生版が作成されて、本当に素晴らしいものだと思います。それから、「確かな学力の向上と生きる力の育成」のところで、「授業で人を育てる」という藤枝の伝統を大事にして授業づくりを中心にすすめていくという事も「藤枝型授業モデル」というようなものができていると思ったのですが、「藤枝型ピアサポート」や「藤枝型マナー」のように『藤枝型』という形で色々なものが発信されているのがとても素晴らしいと思いました。先生方はもちろんそういった指針があるというのが参考になるのはもちろんですが、一般の大人や子どもたちにも発信されていて、それがとても充実していると感じました。学校教育課が、特にこれから家庭学習の定着と充実に向けて平成27年度に取り組んでいくということですが、これについても本年度提言が示されたと思いましたが、それがきっと来年度は啓発されていくということを考えるとこれもやはりまた「藤枝型家庭学習のしかた」として発信されていくのかと感じました。発信した後はどれだけ活用できるかというところに大きな課題があると感じていますが、根付いていくまでにどのように活用を図っていくかということにも課題を持って取り組んで行っていただきたいと考えました。

事務局

まず、最初の「放課後子ども教室事業の推進」の関係で、説明の中で「放課後子ども総合プラン」に基づいて放課後児童クラブとの連携を模索していくという説明をさせていただきました。これは昨年の5～6月位から政府が行っていますが、女性の社会進出を進めるものとして、保育所や小学生の児童を預かるいわゆる児童クラブ等をもっと充実していくというということで、余裕教室等があれば学校も全面的に協力をするようにとの通達がきています。そういう中で、生涯学習課で取り組んでいる放課後子ども教室は教育の観点からのものと、子どもたちの放課後の居場所づくり、あるいは安全に遊べる場所の提供をするという事業ですが、これらと福祉政策である児童クラブとは要件が若干異なってはいますが、内容的に子どもを預かるという部分においてはなんら違うところはないということで、連携をはかって、ある一定の時間まではたとえば放課後子ども教室の方で一緒に遊びながら学び、その後6時まで放課後児童クラブは開設してますので、まだ保護者が帰って来られない児童を児童クラブで預かってもらうというような連携ができないかというのが国の厚生労働省や文部科学省の考え方です。ですから、できるだけ放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した形でできるともっと幅が広がるのではないかとこのところで、藤枝市でも福祉部門との話し合いをして模索をしている状況です。ただ、実際には放課後児童クラブは毎日開設していますが、放課後子ども教室は毎日行っていないので、そこが大きな課題ですが、子ども教室を開設しているときに児童クラブの子どもたちが参加できるような形で模索を進めたいと考えています。

事務局

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、ふじえだマナーブックについては、作っただけで終わってしまっただけでは意味がありません。これから平成27年度には『ふじえだマナー標語10か条』を作っていきます。標語10か条を募集する時に、マナーブックを読んで標語に応募するという事になっていますので活用がはかれると思います。

委員

放課後児童クラブの関係や、親の教育や家庭学習をサポートしていくこと等、複数の課から同様の施策がでていますが、同じ教育委員会でやっていることなので同じベクトルで、横とのつりあわせをしながら良いものを発信していただければと思います。

委員

家庭教育に関してですが、家庭教育がしっかりできる家庭はいいですが、そうでない家庭の子どもに対してのサポートはどんな形で用意されていますか。

事務局

教育だけではなく福祉の部分からもそうですが、確かに本当は来ていただいて色々なアドバイスを聞いていただきたいご家庭の保護者の方が、なかなか学校にも講演会等にも来ていただけないというのが実情ですが、こちらからもまずはお子さんやPTA等を通じて情報の発信をしています。なかなか強制的なことは言えませんが、情報発信の努力はしていきたいと思っています。

委員

なかなか保護者を説得するのは難しいので、子どもに支援の手を差し向けられるのは地域だと思うので、その地域をどのように作って行ったらいいかと考えますが、自治会等との関わりなどで模索しているところはありますか。

事務局

今、教育委員会から自治会や地域と一番近いところにあるのが公民館だと思っています。公民館のあり方について来年度から試行で体制を変えていこうという事ですのでありますが、まさしく地域の人材活用や育成も含めて地域の拠点でやっ

ていくことで教育や福祉の面で地域の方にもっと関心をもってもらったり、関わってもらったりできるように体制を組んでいくように取り組んでいます。その中で試行がうまくいくように努力していきたいと思っています。

事務局

ただ今言われたことは永遠のテーマです。出ていただきたい親ほど出てこれない。ということで入学前の就学時健診等の機会に親の講座等をしていますが、生涯学習課だけで親学をやったり保護者に働きかけるということではなく、その前に学校においてやっているピアサポート活動をやることで子ども同士が支えあうという気持ちを持ちますので、まず子どもたちがそういう気持ちを持ってやっているということを保護者にも伝えていかなければなりませんし、そういう中で全体でやっていかなければならないと思います。地域で何をするかといっても、なかなか何をしたいかわからないところもありますので、まず学校でできることは学校でやっていって、それをサポートして今度は生涯学習課で講座を開く等のやり方があると思います。地域と学校と家庭が一緒になって取り組むという形を進めていくべきだと考えています。

委員

ピアサポートというのはとても良い活動だと思いますが、子どもがいる家庭にはピアサポートをやっているという情報が入ると思いますが、小中学校に通う子どもがいない家庭には直接情報が入らないと思います。今のように少子化で子どもも孫もいないという方にもこういう情報は伝えたい内容だと思うので、生涯学習の一環としてこのピアサポートを全市的に広報していって、社会全体がピアサポートの考え方を共有するのが良い地域を作るひとつの方法かと思うのですが、このピアサポートを地域に広める機会は何かありますか。

事務局

あくまでもこのピアサポートは学校教育のためにやっていますので、これを地域全体となると教育委員会の部署でやるべきかどうかという課題があります。全市民を対象にピアサポートをしましょうといっても、ただ文書を出すだけで終わりでは仕方ありませんし、形でやることは非常に難しい事ですので生涯学習課だけでやるべきものでもないと思いますが、ピアサポートを学校でやっているということを全市に向けてPRすることは必要と考えます。それによって、市外の方にも藤枝の教育を受けさせたいと思ってもらえたり、就学前のお子さんを持つ保護者の方にも藤枝がやっている教育を知ってもらえるプロモーションのひとつになりますので、是非そういった意味でPRをしていきたいと考えます。

教育長

学校教育課で今ピアサポート活動をやっていると思いますが、8月に保護者を対象にしたピアサポート教室をやっています。そこには、保護者と地域の方と民生委員の方々がきて受講していますので、そこに来た人たちが拡げてくれるといいと思います。だいたい毎年8月にやりますが、100名位の方が参加されています。

委員

私も一度参加しています。

委員

『ふじえだマナー標語10か条』ができた時には、全市的にポスター等で公民館等に貼ったりするのですか。

事務局

選定した後はチラシを作成して、各学校や公民館、自治会の方々等にお知らせしたいと考えています。まだどういった形で啓発できるかわかりませんが、啓発の方法も含めて来年度選定委員会を立ち上げて検討していただこうと考えています。

委員長

まず、「効率的な学校運営と安全な施設管理」のところで、学校業務員によるグループ作業の充実とありますが、大変素晴らしいと思います。一人でできないことをみんなで協力しながらやるということは素晴らしいと常々思っています。そうした中で、安全点検等の施設管理に努めますとありますが、業務員の方々は色々な事に長けた方が多いですが、専門家ではありませんので安全かどうかを見分ける力はなかなかないと思います。以前に地中に埋もれている鉄骨が腐食して倒れたりすることがありましたが、今はほとんどそういった遊具等はありませんし、学校ごとまた教育委員会で点検をやってくださっていると思っています。それでも、遊具や固定施設等で規制されているようなもので、まだ学校等においてあるものはありますか。

事務局

過去に学校の遊具によって起きた事故もあります。その原因は遊具に原因がある場合と、使い方に問題がある場合と大きく分けて2種類かと思いますが、施設管理の方から申し上げますと、遊具に問題ありだった場合はその学校だけではなく、市内の全小中学校について撤去したり安全対策を施すということで対策をしておりますので、今後絶対に事故が起これないと言い切ることはできませんが、今までの経験の中で今のところは十分に安全対策を進めてきていると考えています。

それから、遊具に関してはもちろん業務員が目視したり触ってみることも日常的に行ってはいますが、専門業者による安全点検もやっておりますので、地中に入っているもの等についても専門業者によって確認してもらっています。

委員長

「確かな学力の向上と生きる力の育成」のところで、大勢のALT（英語指導助手）を雇っていただいて小学校でも英語が始まりました。私も教育長と一緒にいくつかの英語の授業を見せていただきましたが、子どもたちが臆することなく英語をしゃべれて、英語の文化にも入っていけるような形がとられていて、本当に素晴らしかったです。ALTをかなり大勢増やしていますが、その選考はどういう形で行われていますか。

それから「安全で安心な学校給食の提供」といわれていますが、アレルギー対策等についての課題が毎年増えていくような感じがしています。今現在小中学生の中でみんなが食べている給食とは別の献立を食べている子どもたちの人数がわかれば教えてください。

事務局

ALTの任用についてお答えさせていただきます。今現在、ALTの指導員の立場にあるFCAも含めて全部で13名いますが、その内4名程がジェットプログラムによって任用しています。それは、こちらから性別や国籍等のある程度要望を出して国から配置されてきます。それ以外は地域ALTといいまして、藤枝市や近隣の市町に定住していて、さらに1年以上母国等で教壇に立った経験のある者という条件で募集しています。そこに応募のあった方を英語学習指導担当の指導主事とFCAも入って面接を行い選考しています。藤枝のスタイルにあったALTかどうかとか、子どもとの対応はどうかといった視点も含めて、過去の経歴や面接した印象で選考しています。

委員長

英語と言ってもイギリスやアメリカ、オーストラリア、カナダ等色々な国の方がいますね。その国によって言葉も全く同じではないと思いますが、そのあたりは選考においてどのように考えていますか。

事務局

確かに授業の中で扱う英語については、英語と一口にいっても国や地域が違くと

かなりなまっていたり発音が微妙に違ったりすることがあると思いますが、もちろん授業ではスタンダードな英語を教えていくという事で、そういったことも含めて面接の時にチェックをしていると思います。もうひとつ、英語教育の中には国際理解として異文化理解の要素が入ってきますので、同じ英語文化圏の中でも国や地域が違くと文化も変わってくるという事を子どもたちに是非学んで欲しいのでイングリッシュパーティーを開いたときには、同じ英語で会話をしていても出身国が違ふことによって色々な文化があるということを、今子どもたちは非常に興味をもって学んでいるところですので、そういった利点も考えながら選考をしています。

事務局

現在25種類程のアレルギー物質がありますが、その日の献立にどういった物質が入っているかを明記した献立表を配布しています。アレルギーの強い子は少しでも入ると症状がでますので、施設的には別室を設けなければならないということですが、現状では施設の中でそのような対応ができていませんので、そういった献立表を分けさせてもらっています。人数的には管理指導表を学校に提出してもらっていますが、平成26年度は小学校で87人、中学校で28人、合計115人です。軽い人は別にして、診断書を付けて提出してもらっている人数です。年々少しずつ増えています。新しい施設を今後検討していく中では、しっかりした部屋を設ける事もあわせて、アレルギー物質を除いたアレルギー除去食を特別に作ることも検討していかなければならないと考えます。

事務局

昨年度「藤枝市学校対応食物アレルギーマニュアル」を作成して、今年度も学校の方でかなり活用していただいています。そういった中で、全小中学校で統一した対応がとられていて、入学前から就学時健診や入学説明会等でアレルギーを持つお子さんについての把握が学校で進んでいて、栄養教諭も入った個別面談を重ねながら給食への対応等かなり丁寧に相談が行われています。

事務局

献立を配布することで、本人がその物質を除去して食べるとか、食べられない時は代替りの物を家庭から持参するといった形で対応してもらっています。

委員

私の娘はアナフィラキシーショックを起こす程強いアレルギーではありませんが、キウイやくるみを食べると一日中喉がイガイガして症状が治まらないのですが、それがアレルギーとわかったのが小学校の高学年の時に血液検査をしてからでした。それまでは好き嫌いというように親の私も考えていたし、学校でも頑張って食べるように指導されていたのですが、娘はみんなそういうものだと思って食べていたのだと思います。ましてや低学年でうまく言葉で表現できない子どもがいるとすれば、保護者は自分にアレルギーがなければわからないので、食べられない事の裏にアレルギーが隠れている可能性を先生方が少しイメージして保護者と話をしていただけるとありがたいと思うのですが、学校で先生方はそういった勉強もしているのでしょうか。

事務局

アレルギーの対応マニュアルも作成してありますので、そういったものを使って各学校で教員研修を行ってはいますが、現状では症状等で専門的に判断する所まではなかなかいきません。ただ、給食については強制的に全部食べさせる事はしてなくて、食べられる範囲の中で個々に応じて食べるような指導をしていますので、今はどこの学校でも苦痛を感じながら食べるという状況にはなっていないと思います。担任も子どもの様子を見て、少しおかしいと感じた時には保護者と連絡をとって伝えていていると思いますので、そういう中でそれがただの好き嫌いなのかアレルギーなのかは保護者の方で医者にご相談していけるような連携をとつ

ているのが現状だと思います。

委員長

以上で質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

『ありません』

委員長

以上で討論を終結します。  
これより第8号議案「平成27年度藤枝市教育施策について」を採決します。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一同

『異議なし』

委員長

異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

委員長

次に、第9号議案「藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

【第9号議案 藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 説明】  
●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴うもの

委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

『ありません』

委員長

以上で質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

『ありません』

委員長

以上で討論を終結します。  
これより第9号議案「藤枝市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を採決します。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一同

『異議なし』



委員長

異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 諸般の報告

委員長

それでは次に、日程第2 諸般の報告について、教育部長から順にお願いします。

教育部長

- 1 2月市議会定例会質疑応答の要旨について
  - 2会派3名の議員から質問あり詳細については別添資料のとおり

教育政策課長

- 1 平成26年度定期監査報告について
  - 第1回は教育委員会以外今回の対象は小学校5校、中学校4校の平成26年9月末現在の状況  
詳細は別添資料のとおり

教育推進室長

- 1 平成27年度教育費当初予算について
  - 平成27年度主要事業について説明詳細は別添資料のとおり
- 1 ふじえだマナーブック『藤枝っ子のあゆみ』（低・高学年版2種類）について
  - 小学校教員を中心に「ふじえだマナー会議」を開催し検討作成  
保護者、教員向けに配布、活用事例等の紹介をしていく詳細は別添資料のとおり

学校教育課長

- 1 「子どもが安心して学べる学校づくり」に対する提言書について
  - 5年目を向かえ、5年間を振り返った内容も含まれている詳細は別添資料のとおり
- 1 平成27年度中学校用教科用図書採択について
  - 4年に1度教科書の採択が行われる（H26小学校、H27中学校）  
手続きの流れについて詳細は別添資料のとおり

生涯学習課長

- 1 地区行政センター・公民館のあり方の見直しについて
  - 平成27年度から瀬戸谷、青島北、高洲で試行開始  
平成29年度完全実施予定  
名称／「公民館」を廃止し「地区交流センター」とする
- 1 平成27年度藤枝市子ども会世話人連絡会総会・世話人研修会について
  - 別添資料のとおり
- 1 市子連主催「平成27年度 親子写生大会」について
  - 別添資料のとおり例年450～500点の作品が寄せられる

<p>図書課長</p>	<p>1 藤枝・図書館友の会からの寄贈について  ●「本のリサイクル市」収益金約10万円で購入  当事業は平成25、26年度で終了</p>
<p>文化財課長</p>	<p>1 平成27年度郷土博物館・文学館展示計画について  ●家族で楽しめる企画展</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>1 藤枝教師塾について  ●別添資料のとおり</p>
<p>委員長</p>	<p>その他報告はありませんか。  これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>まず、小中学校の連携に関して、垣根を越えて教えるために教員免許の問題があるということですが、今後小中学校の両方の教員免許を持っている教員の採用を増やすとか、今どちらかしかもっていない教員に対して、もう片方の免許取得の補助等の方針はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>この免許の問題は、小学校の免許しか持っていない教員は中学校で教えることができないし、中学校の免許を持っていたりたとえば数学の免許を持っている場合は小学校に行った時には算数は教えるけれど他の教科は教えることができないという問題があります。両方の免許を持っている教員を採用していくかどうかという問題は、教員の採用は県が行うので、市としては動くことができません。ただ、小中学校の両方の免許を持った教員をその学校に人事異動で少しずつ増やしていくことはできると思いますので、そういった働きかけはやっていきたいと考えています。また、中学校の免許しか持っていない教員がさらに別の免許をとるといようなことは、通信教育等でとれる場合がありますが、それについては県教委の方で多少補助をしたりして他教科の免許を取得するような方向を検討していると聞いています。</p>
<p>委員</p>	<p>以前、テレビで福井県の教育がなぜいいかという番組をやっていて、その秘密のひとつに福井県では小中学校両方の教員免許を持っている教員が大半で、両方で教えることで子どもの学力の向上にたいへん役に立っているとのことでしたので、そういう方向に行ってくれたらいいと感じました。  次に、資料20ページの学校徴収金について、給食費等が未納になっているとの事ですが、今現在どの位未納があつて、過去に未納だったものは最終的にどうなったのかを教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>給食費の未納額については、まだ今年の決算が出ていないので平成25年度末の金額ですが、4,453,192円が平成16年度からの未収金の合計になります。件数としては平成16年度で小学校4件、中学校2件、兄弟姉妹関係もありますので世帯にすると2世帯等と少ないのですが、過去のもの外国人や卒業生や転出等がかなりあります。学校では今在籍している児童生徒の家庭には未納の連絡をしていますが、学期ごとに全学校から未納の状況について学校給食課に報告がありますので、それによって学校給食課からも督促状を出したり、卒業生の家庭については訪問したりしています。それでもなかなか払ってもらえないとこ</p>

ろもありますので、今年の2月には児童手当の支給額から保護者の申出書を受けた上で給食費を差し引いて納めてもらうこともしています。今回は初めてなので件数としては少ないですが、今後こういったやり方も増えていくと考えられます。最終的に回収できないものについては、給食費については私会計でもあるので、税金という欠損という制度があるのですが、それと同様に処理していくことになると思います。

事務局

補足ですが、税金については国税徴収法や地方税法で5年経つと時効となり不能欠損できますが、給食費については税金とはまた異なっていて、こういった根拠となる法律等がないので落とすことができず、平成16年度からずっとたまってきてしまっているという状況です。これらは、保護者が国内にいないとか、行方がわからないからただ未納として残ってしまっているということで、市の会計であれば市の会計に未納が残る訳ですが、給食費はあくまでも私会計ということで別会計です。市としてほかにも保育料といったものもありますが、これらをこれからどうのように処理していくかという事は大きな課題であります。ただ簡単に不能欠損してしまって徴収することをやめてしまったとしても、債権としてはそれが実際は残ってしまっているの、これは市全体の中で検討していかなければなりません。現在のところは債権は落とせませんのでずっと積み上げられて未納金として処理されています。

委員

もうひとつ、いじめの問題が気になるのですが、いじめを受けている子どもの数が減ってきているというのはとても良い事だと思うのですが、まだ現在小学校で約4%、中学校で約1%いるということは100人の小学生がいれば4人はいじめをうけていて、中学生も100人に1人ということになります。大きな学校であれば小学校なら10人以上、中学生も数人はいるということだと思いますが、いじめの内容はこのアンケートに書かれていますか。

事務局

いじめの内容としては仲間外れや物を隠されたり壊されたりといったことがほとんどです。ここに書いてある割合でずっと今も続いているかという、各学校で本当に細かく対応してもらっているの、この時の調査ではいじめられていたと回答した子が、ずっと続いていじめを受けているという報告はありません。ただ、この時のいじめは解消していますが、また新たないじめがでてくることはあります。同じ子どもが長く続いて悩んでいるという事例はどの学校においても無いと考えています。

委員

資料37ページ3行目に、教職員を対象にした調査において「項目によっては「努力を要する」と回答した割合が多い項目もある」とありましたが、どのような項目が努力を要するものですか。

事務局

具体的な資料は今手元にありませんが、教員に対してこのようなアンケートを行った場合に、教員というのは比較的一生懸命やっけていても、もっと自分としてできたのではないかとというように自分に反省を促すような教員が多いので、周囲から見ればとてもよくやっけていても、教員自身にしてみたらもっとやっけてあげたいという思いで、「努力を要する」という辛い点数をつけてしまうというケースがほとんどではないかと経験上から感じます。

委員

マナーブックについて詳しく説明していただいて、あらためて素晴らしいものを作成できたと思います。学校から子どもたちに伝わっていくものをまとめられた方も素晴らしいと感じています。藤枝市としてマナーを「おはよう」と「ありが

とう」に絞った所がとても見やすく伝わりやすく、そこから道徳の規範意識等を考えていくきっかけになる言葉としてとても入りやすいと思います。小学校の先生方を含めてプロジェクトチームで力を注いで作られたと思いますが、やはり活用をはかることがこれから大きな課題だと思うので、示された活用事例等もありますが、プロジェクトチームに携わった先生方が今度は実践事例を紹介する等、活用をはかるための次の手だてを考えて是非浸透させて、藤枝型ピアサポートが5年間かけてとても成果をあげられているように、発信した後も浸透させていく手をうっていくことが必要かと思えます。道徳の時などに活用されている「心のノート」に匹敵する藤枝型心のノートかと思えます。心のノートは2年間使っていました、このマナーブックは3年間使うということなので、3年間をどのように維持させていくのかというところで、ちょっとした細かな工夫も学校にはこれから必要になっていくのかということも感じました。

教育長 幼稚園等では去年配布された『えだっ子の一步』をどのように活用されていましたか。

委員 『えだっ子の一步』には作成にも携わらせていただいたので、作成した思いもありましたので、園の保護者会ですぐに使わせていただきました。県から出されている『つながるシート』と合わせて保護者の懇談会をで使いました。単発ではなかなか浸透しないので、色々な講話の中で例をあげる時にマナーブックを紹介しながら引用したり、園だよりの中に引用したりして、具体の子どもの姿とマナーブックを結びつけて1年間紹介してきました。浸透していくにはまだまだこれからだと思えますが、作成した身でもあるので発信した後にどのように活用していくかという重要性をとっても感じています。

教育長 とても活用してもらっていてありがたいと思います。これも1～3年生までと4～6年生までのものなので、持ち上がっていくときにどうなるかというのが心配されているところですが、道徳の教材の中で活用していくこともひとつの方法かと思えます。

委員長 マナーブック『ふじえだっ子のあゆみ』は是非色々ところで良い活用の仕方を考えてもらって、実際にとても役立ててもらえることを願います。

教育長 別添資料3「平成27年度藤枝市組織、定員管理の概要」の3ページで説明がありましたが、生涯学習課に（仮称）藤枝東地区交流センター開設担当が配置されるということですが、今回教育施策の中では（仮称）藤枝東公民館の整備とでしていますが、この名称は一致しなくていいのですか。

事務局 公民館自体は来年度も存続するというのも理由のひとつです。それからあくまでも（仮称）なので藤枝東公民館で決定した訳ではありません。今、地区行政センター・公民館のあり方の見直しをする中で地区交流センターという名称に移行していくので、藤枝東公民館についても平成28年4月には藤枝東地区交流センターという名称でオープンするという事で計画をしているのですが、平成27年度については公民館の名称が残っているので名称はそのままそれぞれで使っているということです。

教育長 生涯学習課には（仮称）藤枝東地区交流センター開設担当として配置されるのですね。では、あえて公民館という（仮称）はそのままいかしていくという事ですね。

事務局

そうです。建設の部分についてはあくまでも（仮称）藤枝東公民館を建設しているという形で議会でも説明をしていますし、予算等もその形で統一しています。人が入った部分や実際に運用していく時には、平成28年度は地区交流センターになる可能性があるということでそちらを前面に出すように考えられたということです。

委員長

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので3月定例会を閉会します。

閉 会

午前11時40分